

# 鳥取県契約指定野菜安定供給事業費補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (知事が別に定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了は、県が承認した業務方法書に記載された契約期間を満了した日。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

### 【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日を経過する日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

○提出書類: 事業実績書

○支払時期: 実績報告後に必要に応じて県が現地調査等を行い、県は補助金額の確定を通知する。確定通知後、事業実施年度の翌年度の5月31日の出納閉鎖日までに支払う。

### 資料提出・問い合わせ先

農林水産部・農業振興戦略監生産振興課: 園芸振興担当  
鳥取県鳥取市東町1丁目220番地  
TEL: 0857-26-7282、FAX: 0857-26-7294  
seisanshinkou@pref.tottori.lg.jp